

## がんばってまーす

### 公害相談への対応で思うこと



福島県喜多方市市民部環境課環境推進係主査

すずき まさのり  
鈴木 理規

喜多方市は、福島県の西北部、会津盆地の北に位置し、蔵のまち、ラーメンのまちとして知名度があり、全国から年間約180万人の観光客が訪れております。

市の土地利用状況の約7割は森林が占めており、北西には飯豊連峰<sup>いいでれんぼう</sup>、東には雄国山麗<sup>おぐにさんろく</sup>を中心に広がっています。森林からは阿賀野川水系につながる川が流れ、田園が広がり、多彩で豊かな自然を形成しています。こうした豊富な水と肥沃な土壌、昼夜の寒暖差を生かして、良質な農産物を生産しており、稲作を中心に、グリーンアスパラ・ミニトマト・キュウリなどを生産する農業のまちでもあります。

また当市は、平成18年に喜多方市<sup>あつしおかのうむら</sup>・熱塩加納村<sup>あつしおかのうむら</sup>・塩川町<sup>しおかわまち</sup>・山都町<sup>やまとちょう</sup>・高郷村<sup>たかさむら</sup>の5市町村が合併し、新市となりました。平成23年3月の東日本大震災後、その震災が与えた環境影響を踏まえ、平成26年4月に「環境基本条例」を制定し、環境の保全等について理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにしました。さらに、平成28年3月には「喜多方市環境基本計画」を策定し、「人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方」を望ましい環境像として掲げ、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。

当市における公害相談への対応は、環境課環境推進係の5名で行っています。その主なものは大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などです。これらの対応の中で思うことを、事例と合わせて御紹介させていただきます。

当市で多い相談は野焼きについてです。野焼きとは、野外において適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみなど）を燃やすことで、悪臭や煙害を発生させるほか、火災の危険性があり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されていますが、「農業、林業等を営むためにやむを得ないもの」、「歳<sup>さい</sup>の神<sup>のかみ</sup>等の地域行事における門松、しめ縄など正月飾りの焚き上げ」、「たき火等を行う際の軽微な焼却」など一部は例外とされています。昔ながらの農法で、野焼きにあたる稲わらや雑草の焼却などを続けている農家がある中で、市としては、市の広報誌・ホームページへの記事掲載やパトロール車巡回による注意喚起のほか、すき込みの推奨などにより野焼きを減らす努力を続けています。



野焼きが起因となった消火活動の様子

相談者は今後の近所付き合いを考えて匿名での対応を希望されることが多く、「今、野焼きが発生しており、生活に支障がでている。」などの事情により、早急な対応も求められます。そのため、

職員が現地に向かい、野焼きを行っている人に対して「近所から、煙が家の中に入ってくるとの相談を受けていますので、やめていただけないでしょうか。」と伝え、大抵の場合は納得して消火してもらいます。しかし、再発が後を絶たず、警察と合同でお話しすることも多くあります。まれに肥料袋や農薬のボトルなどあきらかに産業廃棄物に該当するものを焼却しているケースがあり、その場合は厳重な注意をします。また、状況によっては消防署を通して消防車により速やかな消火を行います。



水質汚濁への対応（オイルマット設置）の様子

このほかに多い事案は、水質汚濁です。主に、道路用側溝・生活排水路における汚濁や油膜が発生する場合がありますが、半分ほどは調査しても発生源を特定することができず、消防署・警察署とともに要観察地域としてしばらく状況を観察することになります。

水質汚濁の通報があった場合は、消防署・警察署と連絡を取り現地を確認し、地図を見ながら汚濁の発生源を探しますが、途中で水路などの汚濁が途絶えて、地面に染み込んだ灯油などが水路に流れ込んだと思われるような、原因が分からない場合が多くあります。

また、「灯油の臭いがする」という通報が入った、あるときの事案ですが、消防署・警察署とともに通報があった周辺の住宅を調査しても原因が見つからないことがありました。河川への流入防

止のため県に連絡をとり、都市下水路に流れた灯油が河川へ合流する前に、オイルマットを設置することで流入を防ぎましたが、時間が経っても灯油の流れが止まらず、消防署・警察署・県・市と広く水路の下流から上流へ探した結果、通報された場所より約3km上流の、とある商店の灯油タンク(200L)から灯油が排水溝へ流れ、都市下水路へ流れ込んだことが確認できました。その後の新たな流出はなく、事故拡大の恐れがなかったことから、発生者への注意や指導でとどまりました。

臭いがした周辺に原因があると思い込むと、中々その意識から抜け出すことができないこともあります。経験を積むことで視野を広げて捉えることができるようになると思いますが、先入観を完全に取り除くことは難しいものです。

また、公害は地域内で完結するとは限りません。広範囲にわたる場合、市町村単独では対応できず、消防署・警察署・県などの関係部署との素早い連携により被害が広範囲に拡大しないための対応をとらなければなりません。相談者は早急な解決を求めています。加えて、事案は現在進行形のことが多く、速やかに現地確認を実施し、関係部署との情報共有を行う必要があります。

そのため、今後の抱負として、可能な限りスピードアップをしたいと考えています。スピードを上げるためには、できる限り早く情報が届くこと、そしてその情報に即応して的確に動くことが必要です。現在、環境課に隣接する生活防災課に備え付けの「高機能消防指令システム」により、緊急情報の迅速な把握ができる点は有利な状況ですが、このほかにも窓口や電話対応で、私たちが市民の皆様気軽に相談してもらえるような雰囲気づくりをすることで、少しでも早く情報が届くことが期待でき、併せて被害を最小限に止めることにつながります。市民の皆様が安心・安全に生活できる環境を守っていくことを念頭に、今後も公害相談への対応に粘り強く取り組んでいきたいと考えています。